

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は○会社（以下「事業場」という。）に入社し、乾電池の検品作業、生産管理の業務をしていたが、請求人によれば、事業場関係者A（以下「A」という。）から、ラインで不良品が見つかる大声で怒鳴り、プレッシャーを与えられるといったパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けるようになり、不眠、胃痛、動悸を自覚するようになったと申し立てている。平成○年○月の退職後も同様な症状は続き、平成○年○月に受診した○総合病院では「不眠症」、同年○月に受診した○クリニックでは「不眠症、うつ状態」と診断された。平成○年○月に事業場関係者B（以下「B」という。）から声をかけられ、再度事業場に入社するが、再びAによるパワハラを受けたとして、退職した。平成○年○月には、○病院にて「適応障害」と診断されている。

請求人は、業務が原因で精神障害を発病したものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

発症した傷病は、業務との相当因果関係が認められなかったという理由だったが、当時はうつ病の認知度も低く、気違いというイメージがあり、私自身が受け入れるのに時間がかかった。

当時通院していた○医院に初期症状である事業場での上司のストレスを訴えている。事業場でのパワハラが発病の原因である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人はI C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成○年○月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

上記精神障害の発病時期は不眠症を訴えて○病院を受診した平成○年○月頃であるが、請求人はこれより前の平成○年○月に当該事業場を退職している。

判断指針によれば、退職後に発病した精神障害事案については原則として退職後おおむ

ね1か月間以内に、退職前の業務による出来事に関連して発病したと認められる場合のみを検討の対象とするが、請求人についてみると当該事業場を退職した後、精神障害を発病した平成〇年〇月までの約4ヶ月間には就労の事実は認められない。

したがって、発病前おおむね6か月の間に精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事はなく、業務による心理的負荷の強度の総合評価を行うまでには至らない。

また、請求人には特別な出来事等の事実も認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

職場以外の心理的負荷は特に認められない。

既往歴として「F60.3 情緒不安定性パーソナリティ障害」と診断されている。

(4) 結論

請求人は、平成〇年当時に通院していた医療機関に上司のストレスを訴えていたとして、本件が事業場でのパワハラを原因とする業務上の疾病である旨主張するが、上記のとおり精神障害の発症時期は平成〇年〇月頃であり、発病前おおむね6か月の間に精神障害を発病させるおそれのあるような業務による出来事はない。

したがって、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのあるような業務による強い心理的負荷があったものとは認められないことから、業務外と決定したものであり、請求人の主張は採用し難い。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

請求人の発病前おおむね6か月に発病に関与したと考えられる出来事について検討すると、請求人は、給与面の待遇の不满から平成〇年〇月に退職し、その退職後から発病時期である平成〇年〇月頃までの約4ヶ月間は、就職活動を行っており就労していないと述べていることから、発病前おおむね6か月に発病に関与したと考えられる出来事は認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

請求人の業務以外の心理的負荷は特に認められない。また、個体側要因については、既往歴として「F60.3 情緒不安定性パーソナリティ」の発病が認められているが、特に生活上に支障をきたすようなことは調査において確認されていない。

(4) 結論

以上のことを総合すると、発病前おおむね6か月間においては、精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事は認められず、特別な出来事による心理的負荷があったとも認められないため、請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。